

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	1,070,183	1,567,864	1,787,713	1,307,584	1,412,687
	土地区画整理特別会計	332,935	101,572	29,001	83,531	160,865
	土地区画整理事業清算特別会計	5,186	5,588	5,000	4,121	3,593
	公債償還特別会計	0	0	0	0	0
	住宅新築資金等貸付特別会計	312,396	312,917	211,909	214,954	222,969
	土地取得特別会計	0	0	0	0	0
	母子寡婦福祉資金特別会計	637,839	731,552	570,136	753,632	840,685
	臨海部産業用地貸付特別会計	0	0	0	0	0
合計(1)		2,358,539	2,719,493	2,603,759	2,363,822	2,640,799
標準財政規模		242,214,850	246,959,896	250,158,271	249,546,359	250,008,098
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(0.97%)	(1.10%)	(1.04%)	(0.94%)	(1.05%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	5,326,936	590,679	1,012,527	866,993	1,130,345
	競輪、競艇特別会計	1,547,140	1,329,451	1,212,413	859,346	748,969
	老人保健医療特別会計	1,514,124	74,482	-	-	-
	駐車場特別会計	118,588	105,400	74,255	85,595	81,870
	介護保険特別会計	749,156	605,323	968,207	1,722,714	2,070,146
	後期高齢者医療特別会計	357,845	396,361	356,531	677,260	776,568

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	上水道事業会計	5,016,903	5,101,381	5,328,384	5,084,129	4,790,783
		工業用水道事業会計	1,587,156	1,440,269	1,483,319	1,500,449	1,707,326
		交通事業会計	1,585,433	1,627,148	1,633,069	1,650,160	1,716,674
		病院事業会計	▲1,271,877	▲756,435	1,011,828	2,401,562	3,536,520
		下水道事業会計	3,431,925	3,053,307	2,827,795	2,797,035	2,971,127
法非適用企業	宅地造成事業以外	食肉センター特別会計	83,054	86,275	72,031	50,675	29,974
		簡易水道事業特別会計	27,416	26,680	-	-	-
		卸売市場特別会計	137,374	130,000	134,485	105,495	125,809
		渡船特別会計	60,092	60,709	66,630	49,262	49,052
		国民宿舎特別会計	35,087	27,294	23,101	0	-
		廃棄物発電特別会計	900,750	860,557	728,795	1,263,976	2,216,369
	宅地造成事業	漁業集落排水特別会計	4,246	4,651	4,887	3,404	6,281
		市民太陽光発電所特別会計	-	-	-	10,350	28,528
		港湾整備特別会計	0	0	0	0	0
		産業用地整備特別会計	0	0	0	0	0
		空港関連用地整備特別会計	108,271	108,619	106,097	114,416	114,067
		学術研究都市土地区画整理特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)		23,678,158	17,591,644	19,648,113	21,606,643	24,741,207	
標準財政規模		242,214,850	246,959,896	250,158,271	249,546,359	250,008,098	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(9.77%)	(7.12%)	(7.85%)	(8.65%)	(9.89%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	4,968,155	4,082,236	8,631,311	8,939,604	9,266,715
	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
	管崎土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
	伊都土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
	香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	0
	市債管理特別会計	0	0	0	0	0
	市立病院機構病院事業債管理特別会計	-	0	0	0	0
合計(1)		4,968,155	4,082,236	8,631,311	8,939,604	9,266,715
標準財政規模		331,789,710	339,940,315	348,082,863	348,521,765	354,068,945
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.49%)	(1.20%)	(2.47%)	(2.56%)	(2.61%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	後期高齢者医療特別会計	82,916	79,264	110,326	100,850	93,325
	国民健康保険事業特別会計	▲ 2,937,195	▲ 463,066	1,671,645	1,669,549	1,063,436
	老人保健医療特別会計	▲ 11,701	0	-	-	-
	介護保険事業特別会計	199,182	403,616	318,336	889,286	647,571
	駐車場特別会計	0	0	0	0	0
	市営競艇事業特別会計	375,182	120,902	557,926	836,281	464,053

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	病院事業会計	596,619	-	-	-	-
		下水道事業会計	3,628,664	4,473,910	6,399,485	8,185,370	10,480,370
		水道事業会計	7,225,372	7,677,483	7,916,802	8,065,660	9,232,707
		工業用水道事業会計	169,218	163,314	96,531	124,774	131,801
		高速鉄道事業会計	0	0	0	0	0
法非適用企業	宅地造成事業以外	集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
		中央卸売市場特別会計	9,585	18,460	27,589	10,702	0
		市営渡船事業特別会計	102	0	0	0	0
	宅地造成事業						
		港湾整備事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)		14,306,099	16,556,119	25,729,951	28,822,076	31,379,978	
標準財政規模		331,789,710	339,940,315	348,082,863	348,521,765	354,068,945	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(4.31%)	(4.87%)	(7.39%)	(8.26%)	(8.86%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	▲ 383,134	470,900	728,098	1,432,294	1,231,234
	土地区画整理事業	135	0	0	0	-
	住宅新築資金等貸付事業	21	0	0	-	-
	病院事業債管理特別会計	-	0	0	0	0
	財産区特別会計	-	-	-	-	0
	合計(1)	▲ 382,978	470,900	728,098	1,432,294	1,231,234
標準財政規模		27,630,036	28,305,865	28,219,083	28,309,100	27,660,284
実質赤字比率(%)		1.38%	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		-	(1.66%)	(2.58%)	(5.05%)	(4.45%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	741,980	3,466	25,261	5,464	3,961
	介護保険事業	25,839	54,320	2,481	4,849	36,624
	後期高齢者医療事業	30,694	30,759	30,254	41,381	32,592
	老人保健医療事業	25,951	0	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	宅地造成事業以外	496,862	1,022,164	1,271,905	1,440,535	1,483,191
	病院事業	3,105,045	-	-	-	-
	下水道事業会計	185,093	72,297	88,704	100,369	30,275
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		4,228,486	1,653,906	2,146,703	3,024,892	2,817,877
標準財政規模		27,630,036	28,305,865	28,219,083	28,309,100	27,660,284
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(15.30%)	(5.84%)	(7.60%)	(10.68%)	(10.18%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	718,630	972,591	1,030,807	1,051,888	1,233,116
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	49,045	61,742	65,561	59,779	54,239
	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	48,191	27,482	34,166	54,153	91,097
	ガス事業清算特別会計	0	-	-	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		815,866	1,061,815	1,130,534	1,165,820	1,378,452
標準財政規模		63,506,951	65,790,799	66,916,553	67,158,353	68,413,439
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(1.28%)	(1.61%)	(1.68%)	(1.73%)	(2.01%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	914,175	218,763	425,184	160,080	17,233
	介護保険事業特別会計	299,263	221,973	37,838	217,741	321,691
	後期高齢者医療事業特別会計	62,367	70,941	84,228	109,050	79,175
	老人保健事業特別会計	257,318	0	-	-	-
	市営駐車場事業特別会計	3,354	3,456	3,367	3,259	3,147
	競輪事業特別会計	392,790	423,155	582,270	587,053	538,927

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	3,494,057	3,015,788	3,061,712	2,734,288	3,212,420
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	簡易水道事業	81	74	71	140	327
	下水道事業	119,778	119,650	92,103	80,023	310,257
	農業集落排水事業	24,862	23,505	23,116	21,959	22,590
	特定地域生活排水処理事業	8,414	2,265	10,741	10,800	12,617
	中央卸売市場事業	17,220	17,691	14,856	33,706	11,207
	地方卸売市場事業	7,644	10,728	13,410	10,582	12,477
	産業団地整備事業特別会計	0	-	-	-	-
宅地造成事業						
合計 (2)		6,417,189	5,189,804	5,479,430	5,134,501	5,920,520
標準財政規模		63,506,951	65,790,799	66,916,553	67,158,353	68,413,439
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.10%)	(7.88%)	(8.18%)	(7.64%)	(8.65%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	9,909	463,954	637,563	496,397	339,118
	同和地区住宅資金貸付事業特別会計	373	297	198	314	222
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		10,282	464,251	637,761	496,711	339,340
標準財政規模		12,443,572	12,825,331	12,830,050	12,862,902	13,046,267
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(0.08%)	(3.61%)	(4.97%)	(3.86%)	(2.60%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	105,430	44,050	▲ 66,184	▲ 61,574	▲ 179,281
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	43,237	22,269	10,102	36,909	45,794
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	2,758	5,846	7,863	7,948	7,498
	後期高齢者医療特別会計	16,815	13,518	16,312	20,162	19,016
	老人保健特別会計	81	0	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	1,459,823	1,570,134	1,596,711	1,565,637	1,646,641
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	319	502	499	1,071	389
	農業集落排水事業特別会計	482	480	443	598	360
	宅地造成事業以外					
	上頓野産業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業					
合計(2)		1,639,227	2,121,050	2,203,507	2,067,462	1,879,757
標準財政規模		12,443,572	12,825,331	12,830,050	12,862,902	13,046,267
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(13.17%)	(16.53%)	(17.17%)	(16.07%)	(14.40%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	1,223,292	1,574,271	1,506,387	1,677,628	1,584,561
	学校給食事業特別会計	12,164	24,749	24,895	28,753	61,893
	住宅新築資金等貸付特別会計	8,276	4,929	429	7,165	4,421
	汚水処理事業特別会計	2,915	1,551	724	780	292
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		1,246,647	1,605,500	1,532,435	1,714,326	1,651,167
標準財政規模		31,921,563	32,842,970	32,710,141	32,710,657	32,748,190
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.90%)	(4.88%)	(4.68%)	(5.24%)	(5.04%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	451,897	275,059	47,453	75,454	308,243
	介護保険特別会計保険事業勘定	125,291	56,267	11,580	10,568	71,267
	介護保険特別会計介護サービス事業勘定	114	139	101	124	155
	後期高齢者医療特別会計	5,241	29,634	32,433	42,582	39,718
	老人保健特別会計	1,872	283	-	-	-
	介護サービス事業特別会計	383	3,535	4,591	2,293	30
	駐車場事業特別会計	0	184	157	101	3,068
	小型自動車競走事業特別会計	▲ 603,711	▲ 620,261	▲ 745,199	▲ 987,125	▲ 1,404,612

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	水道事業会計	1,373,802	1,540,475	1,610,879	1,718,663	1,843,266
	産炭地域小水系用水道事業会計	2,533	1,751	3,477	11,262	4,386
	飯塚市立病院事業会計	1,237	1,723	2,277	2,764	3,281
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	下水道事業会計	592,200	592,464	569,551	574,555	608,606
	地方卸売市場事業特別会計	1	168	138	158	85
	農業集落排水事業特別会計	105	98	82	80	90
宅地造成事業	工業用地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)		3,197,612	3,487,019	3,069,955	3,165,805	3,128,750
標準財政規模		31,921,563	32,842,970	32,710,141	32,710,657	32,748,190
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.01%)	(10.61%)	(9.38%)	(9.67%)	(9.55%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	379,344	474,955	857,908	531,574	536,846
	急患医療特別会計	42,568	33,605	33,035	28,576	28,888
	住宅新築資金等貸付特別会計	57,646	64,491	58,339	68,597	55,389
	田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金特別会計	0	0	493	16	0
合計(1)		479,558	573,051	949,775	628,763	621,123
標準財政規模		12,970,290	13,099,230	13,040,755	12,878,379	12,919,206
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.69%)	(4.37%)	(7.28%)	(4.88%)	(4.80%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	286,190	150,586	85,671	99,808	19,353
	後期高齢者医療特別会計	5,760	4,438	5,097	4,531	7,009
	老人保健特別会計	5,117	0	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	359,889	682,197	552,182	525,059	489,479
	病院事業会計	▲ 208,905	▲ 158	232,621	538,747	574,040
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		927,609	1,410,114	1,825,346	1,796,908	1,711,004
標準財政規模		12,970,290	13,099,230	13,040,755	12,878,379	12,919,206
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.15%)	(10.76%)	(13.99%)	(13.95%)	(13.24%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	895,041	835,992	1,209,861	946,911	1,281,103
	住宅新築資金等特別会計	2,693	3,140	3,467	3,250	3,161
	公共用地先行取得等特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		897,734	839,132	1,213,328	950,161	1,284,264
標準財政規模		16,514,996	17,130,412	17,035,288	16,809,940	16,883,129
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.43%)	(4.89%)	(7.12%)	(5.65%)	(7.60%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	67,425	8,907	9,132	105,276	3,478
	老人保健特別会計	▲ 835	0	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	3,683	2,512	4,622	5,144	4,326

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	1,205,034	1,329,384	1,430,618	1,538,782	1,760,357
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	下水道事業特別会計	65,094	92,674	77,237	49,136	44,091
合計(2)		2,238,135	2,272,609	2,734,937	2,648,499	3,096,516
標準財政規模		16,514,996	17,130,412	17,035,288	16,809,940	16,883,129
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(13.55%)	(13.26%)	(16.05%)	(15.75%)	(18.34%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	1,461,860	1,698,159	1,638,697	1,122,701	955,823
	住宅新築資金等貸付事業費特別会計	▲ 147,492	▲ 145,655	▲ 144,886	▲ 144,882	▲ 129,035
	矢部診療所特別会計	1,989	6,894	10,493	6,030	6,072
	グリーンピア八女特別会計	0	-	-	-	-
合計 (1)		1,316,357	1,559,398	1,504,304	983,849	832,860
標準財政規模		21,285,303	22,790,351	22,274,125	21,688,568	21,450,592
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(6.18%)	(6.84%)	(6.75%)	(4.53%)	(3.88%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業費特別会計	▲ 268,312	▲ 137,584	51,151	3,329	1,625
	老人保健特別会計	398	0	-	-	-
	介護保険事業費特別会計	226,859	259,901	131,634	196,064	109,616
	後期高齢者医療特別会計	8,027	14,430	13,834	18,666	16,460
資金不足・剰余額		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	835,762	995,572	1,095,687	1,151,080	1,295,103
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	簡易水道事業費特別会計	17,398	12,089	11,627	16,486	17,392
	下水道事業特別会計	28,499	18,645	15,172	17,246	18,697
	農業集落排水事業特別会計	1,540	2,312	2,734	3,863	3,897
合計 (2)		2,166,528	2,724,763	2,826,143	2,390,583	2,295,650
標準財政規模		21,285,303	22,790,351	22,274,125	21,688,568	21,450,592
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.17%)	(11.95%)	(12.68%)	(11.02%)	(10.70%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	562,611	581,640	949,345	1,221,864	825,726
	住宅新築資金等貸付特別会計	▲ 64,697	▲ 58,858	▲ 57,940	▲ 55,959	▲ 53,593
	地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計	-	-	0	0	0
合計 (1)		497,914	522,782	891,405	1,165,905	772,133
標準財政規模		9,621,783	9,964,288	10,113,291	10,104,435	10,167,948
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.17%)	(5.24%)	(8.81%)	(11.53%)	(7.59%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	101,174	37,128	31,674	58,507	2,254
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	23,558	39,432	23,459	87,696	91,617
	介護保険特別会計(地域包括支援センター事業勘定)	6,385	6,481	6,496	6,329	6,392
	後期高齢者医療特別会計	18,824	13,828	17,155	20,438	27,879
	老人保健特別会計	9,087	0	-	-	-
合計 (2)		169,028	96,869	85,889	166,970	128,142
会計名(公営企業会計)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	1,608,317	1,805,080	1,672,721	1,681,229	1,916,993
	病院事業会計	2,723,813	2,754,757	-	-	-
法非適用企業	下水道事業特別会計	9,301	3,378	1,856	2,004	2,146
合計 (2)		4,998,373	5,182,866	2,644,766	3,022,108	2,819,414
標準財政規模		9,621,783	9,964,288	10,113,291	10,104,435	10,167,948
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(51.94%)	(52.01%)	(26.15%)	(29.90%)	(27.72%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計		197,769	724,580	952,420	774,616	562,750
一般会計等 に属する 特別会計						
合計 (1)		197,769	724,580	952,420	774,616	562,750
標準財政規模		7,849,900	8,117,671	8,025,444	7,932,643	7,984,768
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.51%)	(8.92%)	(11.86%)	(9.76%)	(7.04%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外 の特別会計 のうち公営企業 に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険事業	59,481	30,936	22,189	▲ 156,135	▲ 114,264
	介護保険事業	60,550	38,634	11,418	27,272	39,415
	後期高齢者医療事業	2,010	1,710	1,330	2,558	10,556
	老人保健医療事業	6,128	0	-	-	-
	介護サービス事業	0	0	0	0	0

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	上水道事業	1,162,183	1,205,757	1,232,751	1,216,278	1,169,151
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業	45	212	3	0	4,075
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		1,488,166	2,001,829	2,220,111	1,864,589	1,671,683
標準財政規模		7,849,900	8,117,671	8,025,444	7,932,643	7,984,768
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(18.95%)	(24.66%)	(27.66%)	(23.50%)	(20.93%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	151,911	266,762	267,812	374,741	662,186
	住宅新築資金等貸付事業会計	30,257	23,042	14,663	11,184	52,166
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		182,168	289,804	282,475	385,925	714,352
標準財政規模		12,927,599	13,272,159	13,260,481	13,514,256	13,599,941
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(1.40%)	(2.18%)	(2.13%)	(2.85%)	(5.25%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 1,278,598	▲ 927,789	▲ 1,003,900	▲ 1,024,611	▲ 986,731
	老人保健特別会計	12,454	0	-	-	-
	介護認定特別会計	6,041	1,969	1,789	3,130	2,632
	介護保険(保険事業勘定)会計	97,427	85,690	3,780	65,188	83,925
	介護保険(サービス事業勘定)会計	529	558	1,410	0	-
	後期高齢者医療特別会計	12,401	13,169	10,987	16,155	5,936

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	1,010,051	962,376	1,129,072	1,109,058	1,202,591
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	公共下水道事業会計	47,020	79,838	46,127	50,954	33,680
	地方卸売市場会計	1,209	1,995	524	1,159	441
	農業集落排水事業会計	1,258	533	2,486	2,496	3,954
合計 (2)		91,960	508,143	474,750	609,454	1,060,780
標準財政規模		12,927,599	13,272,159	13,260,481	13,514,256	13,599,941
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(0.71%)	(3.82%)	(3.58%)	(4.50%)	(7.79%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	143,529	160,995	216,665	123,364	131,303
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 34,382	▲ 33,688	▲ 32,309	▲ 31,237	▲ 28,565
	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	-	-	-
	市営駐車場事業特別会計	631	1,868	1,912	2,494	994
	バス事業特別会計	0	0	0	0	0
	合計(1)	109,778	129,175	186,268	94,621	103,732
標準財政規模		6,820,207	6,930,543	6,953,326	6,855,775	6,873,969
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.60%)	(1.86%)	(2.67%)	(1.38%)	(1.50%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	439,218	285,717	319,849	269,445	74,729
	後期高齢者医療事業特別会計	9,704	10,142	11,817	14,677	12,806
	老人保健特別会計	1,623	0	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	144,222	146,232	142,496	178,759	195,052
		東部地区工業用水道事業会計	44,581	51,895	57,717	62,165	55,068
		公共下水道事業特別会計	164,235	209,227	266,485	-	-
		農業集落排水施設事業特別会計	12,972	15,460	20,415	-	-
		下水道事業特別会計	-	-	-	316,304	345,743
法非適用企業	宅地造成事業以外						
宅地造成事業	工業用地造成事業特別会計	-	-	0	0	0	
合計(2)		926,333	847,848	1,005,047	935,971	787,130	
標準財政規模		6,820,207	6,930,543	6,953,326	6,855,775	6,873,969	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(13.58%)	(12.23%)	(14.45%)	(13.65%)	(11.45%)	

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	637,275	672,673	719,758	766,036	807,420
	公共用地先行取得特別会計	0	0	0	0	0
	住宅新築資金等特別会計	▲ 612,820	▲ 601,977	▲ 580,870	▲ 563,746	▲ 504,839
	地域下水道事業特別会計	3,979	5,756	2,942	205	1,197
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		28,434	76,452	141,830	202,495	303,778
標準財政規模		9,289,423	9,590,562	9,455,006	9,655,782	9,701,553
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(0.30%)	(0.79%)	(1.50%)	(2.09%)	(3.13%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	特別会計国民健康保険事業	▲ 732,945	▲ 933,902	▲ 1,121,096	▲ 1,109,041	▲ 1,250,832
	介護保険事業特別会計	48,604	59,765	20,676	14,009	30,656
	後期高齢者医療事業特別会計	435	486	1,142	15,226	14,197
	老人保健事業特別会計	461	2,744	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業	1,955	2,727	2,293	4,554	7,914
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業	0	-	-	-	-
合計 (2)		741,681	745,327	689,211	824,006	866,539
標準財政規模		9,289,423	9,590,562	9,455,006	9,655,782	9,701,553
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.98%)	(7.77%)	(7.28%)	(8.53%)	(8.93%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	605,680	608,109	808,665	740,999	938,848
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	9,292	9,235	9,299	8,946	9,343
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		614,972	617,344	817,964	749,945	948,191
標準財政規模		10,956,466	11,342,128	11,421,016	11,438,645	11,447,225
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.61%)	(5.44%)	(7.16%)	(6.55%)	(8.28%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 527,867	▲ 445,962	▲ 738,454	▲ 717,155	▲ 791,755
	老人保健事業	6,601	0	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	15,880	16,356	17,227	21,163	20,871
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	34,436	14,960	19,627	16,211	17,192
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	3,193	6,128	9,632	11,459	12,464

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	838	1,257	984	880	624
	宅地造成事業以外					
	工業団地整備事業特別会計	-	-	-	0	0
	宅地造成事業					
合計(2)		148,053	210,083	126,980	82,503	207,587
標準財政規模		10,956,466	11,342,128	11,421,016	11,438,645	11,447,225
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(1.35%)	(1.85%)	(1.11%)	(0.72%)	(1.81%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	569,230	794,874	423,156	849,928	626,175
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	588	7,271	4,482	256	14,584
	奨学資金貸与事業特別会計	0	0	825	0	0
	土地取得事業特別会計	0	0	0	0	0
合計(1)		569,818	802,145	428,463	850,184	640,759
標準財政規模		17,447,559	18,009,399	18,184,732	18,498,480	18,749,643
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.26%)	(4.45%)	(2.35%)	(4.59%)	(3.41%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	167,120	160,992	148,459	231,945	128,010
	介護保険事業特別会計	71,922	47,199	51,724	82,491	115,855
	後期高齢者医療事業特別会計	24,671	26,853	31,156	37,641	35,898
	老人保健事業特別会計	2,528	51	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	2,172,019	2,071,231	2,110,525	2,154,674	2,129,476
	宅地造成事業	下水道事業会計	1,213,265	1,332,122	1,388,469	1,466,002	1,339,266
法非適用企業	宅地造成事業以外	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業						
合計(2)		4,221,343	4,440,593	4,158,796	4,822,937	4,389,264	
標準財政規模		17,447,559	18,009,399	18,184,732	18,498,480	18,749,643	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(24.19%)	(24.65%)	(22.86%)	(26.07%)	(23.40%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	450,533	466,618	716,266	907,718	890,030
	土地取得事業特別会計	0	-	-	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		450,533	466,618	716,266	907,718	890,030
標準財政規模		17,220,620	17,714,662	17,934,790	18,155,909	18,299,308
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.61%)	(2.63%)	(3.99%)	(4.99%)	(4.86%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	293,548	445,117	445,240	501,549	297,254
	老人保健医療事業特別会計	329	0	-	-	-
	後期高齢者医療事業特別会計	36,387	43,514	46,852	55,191	56,735
	介護保険事業特別会計	47,584	56,122	42,810	103,439	94,531
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	0	0	-	-	-
	筑紫地区障害程度区分等審査会事業特別会計	-	-	-	0	0
合計 (2)		1,290,219	1,512,132	1,804,627	2,176,419	2,036,751
標準財政規模		17,220,620	17,714,662	17,934,790	18,155,909	18,299,308
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.49%)	(8.53%)	(10.06%)	(11.98%)	(11.13%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計		446,927	697,454	585,208	628,998	563,763
一般会計等 に属する 特別会計						
合計 (1)		446,927	697,454	585,208	628,998	563,763
標準財政規模		16,779,329	17,158,777	17,556,827	17,715,261	18,002,137
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.66%)	(4.06%)	(3.33%)	(3.55%)	(3.13%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外 の特別会計 のうち公営企業 に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険特別会計	32,674	59,257	32,590	32,804	47,361
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	67,967	49,812	49,730	65,891	92,378
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	21,007	11,076	14,995	10,304	10,017
	後期高齢者医療特別会計	7,048	957	2,406	7,362	▲ 3,345
	老人保健特別会計	0	0	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	2,327,183	2,550,845	2,718,908	2,765,777	2,720,356
	下水道事業会計	601,119	580,155	627,691	672,478	649,623
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		3,503,925	3,949,556	4,031,528	4,183,614	4,080,153
標準財政規模		16,779,329	17,158,777	17,556,827	17,715,261	18,002,137
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(20.88%)	(23.01%)	(22.96%)	(23.61%)	(22.66%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	1,031,060	1,051,188	705,290	476,069	354,747
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	10,587	4,597	5,096	4,902	5,240
	赤間駅北口整備事業特別会計	0	0	0	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		1,041,647	1,055,785	710,386	480,971	359,987
標準財政規模		18,976,052	19,337,928	19,429,221	19,416,901	19,709,158
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.48%)	(5.45%)	(3.65%)	(2.47%)	(1.82%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	25,828	66,503	162,209	111,355	202,596
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	1,122	693	232	736	837
	老人保健特別会計	0	0	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	27,352	31,866	34,315	41,888	38,724
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	51,066	59,190	23,763	53,299	38,042
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	2,287	1,595	2,187	2,844	5,734

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	880,433	-	-	-	-
	宅地造成事業	下水道事業会計	666,050	753,715	856,414	991,472	873,765
法非適用企業	宅地造成事業以外	渡船事業特別会計	841	1,375	66	0	0
		簡易水道事業特別会計	0	-	-	-	-
		特定環境保全等下水道事業特別会計	2,391	284	370	0	-
		漁業集落排水処理施設事業特別会計	-	-	-	-	94
		宅地造成事業					
合計(2)		2,699,017	1,971,006	1,789,942	1,682,565	1,519,779	
標準財政規模		18,976,052	19,337,928	19,429,221	19,416,901	19,709,158	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(14.22%)	(10.19%)	(9.21%)	(8.66%)	(7.71%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	895,768	895,198	1,062,405	991,484	800,334
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	1,213	2,797	4,275	441	719
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		896,981	897,995	1,066,680	991,925	801,053
標準財政規模		11,790,622	12,198,349	12,415,341	12,367,282	12,532,537
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.60%)	(7.36%)	(8.59%)	(8.02%)	(6.39%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 131,516	▲ 318,789	▲ 502,807	▲ 664,123	▲ 882,980
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	52,689	17,052	21,591	2,966	36,868
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	1,778	5,036	4,887	7,053	12,142
	後期高齢者医療特別会計	37,275	41,150	45,445	50,677	50,236
	老人保健特別会計	18,531	0	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
水道事業会計		2,341,658	2,280,965	2,232,545	2,028,516	2,085,187
下水道事業会計		694,125	851,665	912,312	932,982	980,986
合計 (2)		3,911,521	3,775,074	3,780,653	3,349,996	3,083,492
標準財政規模		11,790,622	12,198,349	12,415,341	12,367,282	12,532,537
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(33.17%)	(30.94%)	(30.45%)	(27.08%)	(24.60%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	310,642	507,612	469,028	757,193	628,795
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	10,759	13,620	9,366	18,956	7,192
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		321,401	521,232	478,394	776,149	635,987
標準財政規模		10,949,310	11,182,551	11,325,342	11,429,716	11,528,245
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.93%)	(4.66%)	(4.22%)	(6.79%)	(5.51%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	407,107	315,823	222,750	118,167	107,746
	老人保健特別会計	▲ 368	0	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	2,662	3,349	1,505	3,488	1,151
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	127,156	125,938	117,740	150,486	122,666
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	1,702	629	401	2,479	1,999
合計 (2)		2,450,172	2,570,551	2,329,561	2,552,421	2,309,062
標準財政規模		10,949,310	11,182,551	11,325,342	11,429,716	11,528,245
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(22.37%)	(22.98%)	(20.56%)	(22.33%)	(20.02%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	397,527	230,147	540,330	265,114	737,823
	地域し尿処理施設事業特別会計	12,896	11,790	15,934	9,538	12,340
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	13,373	5,795	6,500	4,143	4,946
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		423,796	247,732	562,764	278,795	755,109
標準財政規模		11,251,177	11,651,909	11,774,158	11,915,603	12,113,493
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.76%)	(2.12%)	(4.77%)	(2.33%)	(6.23%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	16,557	8,626	9,501	130,720	123,040
	老人保健特別会計	1,282	1,775	-	-	-
	後期高齢者医療事業特別会計	6,354	6,700	20,911	25,895	4,819
	介護保険事業特別会計	20,737	21,427	48,021	35,615	26,813

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	1,507,882	-	-	-	-
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	公共下水道事業特別会計	5,943	5,616	10,785	14,442	16,228
	本木簡易水道事業特別会計	716	-	-	-	-
合計(2)		1,983,267	291,876	651,982	485,467	926,009
標準財政規模		11,251,177	11,651,909	11,774,158	11,915,603	12,113,493
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(17.62%)	(2.50%)	(5.53%)	(4.07%)	(7.64%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	346,606	595,888	808,149	620,568	492,129
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	15,973	17,261	18,235	18,966	19,436
	自動車学校特別会計	4,456	9,598	2,183	1,944	4,618
合計(1)		367,035	622,747	828,567	641,478	516,183
標準財政規模		8,613,253	9,071,404	9,155,002	9,124,153	9,149,659
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.26%)	(6.86%)	(9.05%)	(7.03%)	(5.64%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	4,288	8,546	3,870	42,023	8,037
	老人保健事業特別会計	2,968	0	-	-	-
	後期高齢者医療事業特別会計	1,876	586	2,414	209	81
合計(2)		455,912	656,508	854,713	709,945	533,167
標準財政規模		8,613,253	9,071,404	9,155,002	9,124,153	9,149,659
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.29%)	(7.23%)	(9.33%)	(7.78%)	(5.82%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	56,569	11,714	12,927	17,530	152
	農業集落排水事業特別会計	3,282	4,393	2,682	3,114	3,045
	浄化槽整備事業特別会計	5,465	3,168	1,756	2,696	3,127
	簡易水道事業特別会計	14,429	5,354	2,497	2,895	2,542
合計(2)		455,912	656,508	854,713	709,945	533,167
標準財政規模		8,613,253	9,071,404	9,155,002	9,124,153	9,149,659
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.29%)	(7.23%)	(9.33%)	(7.78%)	(5.82%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	208,082	649,947	677,196	770,885	911,055
	住宅新築資金等特別会計	6,487	4,291	3,042	4,069	3,109
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		214,569	654,238	680,238	774,954	914,164
標準財政規模		9,402,826	9,403,788	9,279,313	9,193,383	9,236,136
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.28%)	(6.95%)	(7.33%)	(8.42%)	(9.89%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	100,532	1,063	▲13,537	▲134,796	▲127,902
	後期高齢者医療特別会計	8,130	14,567	11,454	6,208	5,897
	老人保健特別会計	5,932	0	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	125,656	136,872	154,394	193,251	232,688
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	1,027	589	349	2,567	8,596
	公共下水道事業特別会計	3,544	8,527	7,640	8,428	10,939
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		459,390	815,856	840,538	850,612	1,044,382
標準財政規模		9,402,826	9,403,788	9,279,313	9,193,383	9,236,136
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.88%)	(8.67%)	(9.05%)	(9.25%)	(11.30%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	268,414	365,657	770,998	289,003	591,186
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	6,698	33,142	13,875	42,605	67,393
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		275,112	398,799	784,873	331,608	658,579
標準財政規模		13,499,722	14,025,103	13,944,882	13,471,683	13,386,929
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.03%)	(2.84%)	(5.62%)	(2.46%)	(4.91%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 172,986	▲ 273,763	▲ 316,194	▲ 376,991	▲ 503,700
	老人保健事業特別会計	49,698	0	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	16,188	13,428	16,061	20,275	20,969
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	67,759	30,821	25,901	26,360	82,576
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	0	0	0	0	0
合計(2)		1,053,588	1,021,246	1,455,736	1,059,871	1,411,525
標準財政規模		13,499,722	14,025,103	13,944,882	13,471,683	13,386,929
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.80%)	(7.28%)	(10.43%)	(7.86%)	(10.54%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	319,851	856,799	854,835	587,505	366,216
	住宅新築資金等貸付特別会計	▲ 17,668	▲ 3,136	7,342	867	2,702
合計 (1)		302,183	853,663	862,177	588,372	368,918
標準財政規模		14,707,166	15,487,309	15,259,273	15,139,029	15,442,376
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.05%)	(5.51%)	(5.65%)	(3.88%)	(2.38%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	▲ 2,911	▲ 73,164	▲ 314,803	▲ 565,237	▲ 673,797
	国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	821	110	43	14	109
	老人保健特別会計	▲ 271	2,950	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	15,686	17,256	18,095	21,935	19,537
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	38,050	17,290	498	39,457	784
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	3,534	4,671	5,012	5,755	7,671
合計 (2)		1,527,934	2,025,361	1,978,053	1,469,260	1,258,226
標準財政規模		14,707,166	15,487,309	15,259,273	15,139,029	15,442,376
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.38%)	(13.07%)	(12.96%)	(9.70%)	(8.14%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道特別会計	776	10	0	0	0
	下水道事業特別会計	0	65	6,610	591	185
	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	623
	個別排水事業特別会計	0	0	0	0	0
	工業用地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
合計 (2)		1,527,934	2,025,361	1,978,053	1,469,260	1,258,226
標準財政規模		14,707,166	15,487,309	15,259,273	15,139,029	15,442,376
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.38%)	(13.07%)	(12.96%)	(9.70%)	(8.14%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	428,330	869,037	509,117	686,261	994,672
	住宅新築資金等貸付会計	0	-	-	-	-
	用地特別会計	88	88	88	88	88
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		428,418	869,125	509,205	686,349	994,760
標準財政規模		10,687,319	11,337,449	11,166,915	10,826,170	10,838,084
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.00%)	(7.66%)	(4.55%)	(6.33%)	(9.17%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	330,931	253,412	122,743	217,046	165,426
	介護保険事業特別会計(介護保険事業勘定)	95,108	84,649	52,342	34,416	61,152
	後期高齢者医療特別会計	498	1,356	207	2,070	1,655
	老人保険事業特別会計	657	0	-	-	-
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	5,326	6,519	7,691	8,346	6,590
合計(2)		1,462,709	1,851,725	1,331,086	1,654,648	1,972,402
標準財政規模		10,687,319	11,337,449	11,166,915	10,826,170	10,838,084
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(13.68%)	(16.33%)	(11.91%)	(15.28%)	(18.19%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
法適用企業	水道事業会計	584,774	619,504	620,558	691,014	727,847
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	公共下水道事業特別会計	6,833	6,867	8,122	6,502	7,234
	農業集落排水事業特別会計	3,802	3,757	3,485	2,959	2,895
	生活排水処理事業特別会計	6,362	6,536	6,733	5,946	4,843
	簡易水道事業特別会計	0	-	-	-	-
合計(2)		1,462,709	1,851,725	1,331,086	1,654,648	1,972,402
標準財政規模		10,687,319	11,337,449	11,166,915	10,826,170	10,838,084
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(13.68%)	(16.33%)	(11.91%)	(15.28%)	(18.19%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等	一般会計	913,626	855,109	971,881	976,106	1,275,501
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	7,613	11,355	3,161	21,977	10,321
	救急医療事業特別会計	58,453	67,568	64,024	60,897	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		979,692	934,032	1,039,066	1,058,980	1,285,822
標準財政規模		20,044,709	21,141,216	21,076,905	21,021,675	21,114,579
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.88%)	(4.41%)	(4.92%)	(5.03%)	(6.08%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	425,702	362,078	652,867	261,014	263,138
	老人保健医療特別会計	19,076	16,122	-	-	-
	介護保険事業特別会計	183,109	51,366	1,850	82,140	144,987
	後期高齢者医療特別会計	30,918	23,791	20,792	27,702	26,373

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,985,275	2,139,821	2,112,208	2,048,759	2,046,715
		下水道事業会計	992,374	1,197,067	1,406,518	1,645,910	1,882,264
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	渡船事業特別会計	10,815	18,438	22,482	316	12,747
	宅地造成事業						
合計(2)		4,626,961	4,742,715	5,255,783	5,124,821	5,662,046	
標準財政規模		20,044,709	21,141,216	21,076,905	21,021,675	21,114,579	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(23.08%)	(22.43%)	(24.93%)	(24.37%)	(26.81%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)